

(参 考)

(平成20年 3月25日議決)

(平成20年 4月 1日施行)

(平成21年10月27日議決)

(平成21年11月 1日施行)

(平成23年 6月28日議決)

(平成23年 6月30日施行)

内部統制関係議決

放送法第29条第1項第1号ロ及び放送法施行規則第17条に規定する事項の 経営委員会議決

一 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

- 1 監査委員会の職務執行を補佐する機能として、監査委員会事務局を置く
- 2 この組織は、監査委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行う

二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

会長は、監査委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、監査委員会の事前同意を得る

三 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告するための体制その他の 監査委員会への報告に関する体制

- 1 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査委員に報告する
- 2 会長、副会長及び理事は、監査委員会規程に基づき、監査委員会に報告を行う
- 3 会長は、監査委員が理事会等重要な会議に常時出席する機会を確保する

四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 会長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う
- 2 内部監査室長は、期初に内部監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、内部監査結果を監査委員会に都度報告する
- 3 監査委員会の選定する監査委員は、会計監査計画、会計監査の状況、会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる
- 4 監査委員会は、監査委員会が必要があると議決した場合には、内部監査室に指揮命令できるものとする

放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決

(1) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 協会は、会長・副会長及び理事の職務の適切な執行を確保するため、「役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則」を決定する
- 2 協会は、「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる
- 3 協会全体のコンプライアンスに関する統括責任を会長がCCO（Chief Compliance Officer）として負う
- 4 会長は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進するために、総合リスク管理室を設置し、推進活動を行う
- 5 経営委員会は、定期的に会長から職務の執行の状況の報告を受ける
- 6 監査委員会は、定期的に会長、副会長及び理事へのヒアリングを行うとともに、内部監査室から監査結果の報告、総合リスク管理室からリスクマネジメント部門の活動状況の報告を受ける
- 7 監査委員は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、放送法に基づき、会長、副会長及び理事から、直ちに、当該事実の報告を受ける
- 8 会長は、内部通報の内容について、監査委員会に報告する

(2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

会長は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、「文書管理規程」「文書（電磁的記録を含む）の保存年限設定要領」に従い適切に保存および管理を行う

以下の文書については、永久保存とする

- ① 会長による決裁
- ② 会長の職務執行を補佐する理事会の議事録及び資料、その他会長、副会長及び理事で構成する会議体の資料

(3) 損失の危険の管理に関する体制

- 1 協会全体のリスクに関する統括責任を会長がCRO（Chief Risk Officer）として負う
- 2 会長は、協会のリスク管理を体系的に定める「リスクマネジメント規程」並びに責任部署として総合リスク管理室を設置し、継続的なリスクマネジメントを行う
- 3 会長の下、総合リスク管理室は、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスク要因の継続的把握とリスクの予防、並びにリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する

(4) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 経営委員会は、協会の基本方針、収支予算、事業計画等を決定する
- 2 会長は、副会長及び理事の職務分掌を定め、各理事が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を理事に委譲する
- 3 各理事は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて協会全体としての経営目標の達成に努める
- 4 各理事は、各部門、各職員の具体的目標、役割を設定する
- 5 会長は、業務の遂行状況を確認するほか、目標の達成度評価を行い、結果を経営委員会に報告する

(5) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 協会は、職員の職務の適切な執行を確保するため、「役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則」を定め、それを遵守させる
- 2 協会は、「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる
- 3 協会全体のコンプライアンスに関する統括責任を会長がCCO（Chief Compliance Officer）として負う
- 4 会長は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進するために、総合リスク管理室を設置し、推進活動を行う
- 5 会長は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う

(6) 協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 会長は、子会社の運営に関する共通の基準（「関連団体運営基準」）を策定し、その運用を図る。なお、同運営基準には、協会と子会社との取引の適正性の評価、公表について定めを置く
- 2 会長は、各子会社との基本的関係を定めた契約（「基本契約」）を締結する
- 3 会長は、各子会社のトップとNHK会長以下との協議会等を通じて、NHK経営意思の徹底、意見・情報交換を行う
- 4 会長は、NHK職員を子会社（公益法人を除く）の非常勤監査役へ就任させる
- 5 会長は、関連事業局を設け、関連事業局は子会社の業務適正のための管理を行う

(7) 経営委員会の事務局に関する体制

- 1 経営委員会の職務執行を補佐する機能として、経営委員会事務局を置く

- 2 この組織は、経営委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、経営委員会の権限行使に資する情報の収集、調査、分析、経営委員会への報告を行う
- 3 会長は、経営委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、経営委員会の事前同意を得る